都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
24	24	16	12	8	3	17	13	24	1	1	2	2	0	0	22	0	2	2	9	7	9	0	0	0	0	0	0	8	0	9	15	1	0	0
徳島県	徳島市	○	○		○	○	○	○							○				○											○	○	○		
徳島県	鳴門市	○	○		○	○		○							○						○									○	○			
徳島県	小松島市	○	○			○	○	○							○				○									○			○			
徳島県	阿南市	○				○	○	○							○				○											○				
徳島県	吉野川市	○	○			○		○							○				○												○			
徳島県	阿波市	○	○				○	○							○						○							○			○			
徳島県	美馬市	○				○	○	○							○				○															
徳島県	三好市	○	○			○		○							○				○	○											○			
徳島県	勝浦町		○			○		○							○					○								○		○				
徳島県	上勝町							○							○						○									○	○			
徳島県	佐那河内村			○		○		○							○						○										○			
徳島県	石井町	○	○				○	○							○						○										○			
徳島県	神山町	○					○	○							○						○													

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）						（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）									（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
24	24	16	12	8	3	17	13	24	1	1	2	2	0	0	22	0	2	2	9	7	9	0	0	0	0	0	0	8	0	9	15	1	0	0
徳島県	那賀町		○	○		○		○		○					○				○												○			
徳島県	牟岐町			○	○	○		○			○	牟岐町教育委員会からの就学時健康診断の案内時に「就学援助費申請のお知らせ」同封。			○					○							○		○				
徳島県	美波町	○	○			○		○							○					○											○			
徳島県	海陽町	○	○	○		○		○			○	前年度認定された保護者に個別に申請の案内を送付					○	毎年度申請締切を設定し、申請を受け付けるが、転入その他の特別な理由がある場合は、随時申請を受け付けることもできる。			○								○						
徳島県	松茂町	○	○	○			○	○	○						○					○										○	○			
徳島県	北島町			○		○	○	○							○					○										○	○			
徳島県	藍住町	○		○			○	○							○					○										○	○			
徳島県	板野町					○		○							○						○							○						
徳島県	上板町	○		○		○	○	○							○						○							○						
徳島県	つるぎ町					○	○	○							○				○									○						
徳島県	東みよし町	○					○	○									○	申請締切を５月末頃に設定し、その期間内の申請については年度当初から援助、それ以降の申請も随時受け付けるがその月によって各学期以降分から援助。	○												○			

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給をおこなっておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
24	24	21	0	1	1	0	1	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15	0	7	9	10	4	6	11	2	1	2	2	2	0	0	0	1	0	1	1
徳島県	徳島市	○							○										○			○			○														
徳島県	鳴門市	○							○											○					○														
徳島県	小松島市	○							○										○					○															
徳島県	阿南市	○							○											○		○	○				○												
徳島県	吉野川市	○							○											○		○	○			○													
徳島県	阿波市	○							○											○			○									○	入学通知書に案内を同封して配布。							
徳島県	美馬市	○							○											○				○		○													
徳島県	三好市	○							○										○				○		○														
徳島県	勝浦町	○							○											○						○	○												
徳島県	上勝町			○																															○		○	小学校入学前に他市町村へ転出する家庭が多く、対応が難しい。
徳島県	佐那河内村						○	新入学児童に対して、別途入学祝い金を支給しているため。																															
徳島県	石井町	○							○											○		○	○	○			○	○											
徳島県	神山町				○																																		

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																						
		<小学校>（１）実施・検討状況について						<小学校>（２）（１）のカの内容	<小学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<小学校>（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										<小学校>（６）（５）のコの内容	<小学校>（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						<小学校>（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
24	24	21	0	1	1	0	1	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15	0	7	9	10	4	6	11	2	1	2	2	2	0	0	0	1	0	1	1
徳島県	那賀町	○							○											○			○	○		○	○	○											
徳島県	牟岐町	○							○										○					○	○							○	牟岐町教育委員会からの就学時健康診断の案内時に「就学援助費申請のお知らせ」同封。								
徳島県	美波町	○							○											○		○	○			○	○												
徳島県	海陽町	○							○											○		○	○	○			○												
徳島県	松茂町	○							○											○		○	○	○					○	○									
徳島県	北島町	○							○											○				○															
徳島県	藍住町	○							○											○				○			○												
徳島県	板野町	○							○										○							○	○												
徳島県	上板町	○							○											○				○			○			○									
徳島県	つるぎ町	○							○											○							○												
徳島県	東みよし町	○							○										○								○												

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
24	24	21	0	1	1	0	1	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	16	0	0	0	1	0	1	1
徳島県	徳島市	○							○										○								
徳島県	鳴門市	○							○											○							
徳島県	小松島市	○							○											○							
徳島県	阿南市	○							○											○							
徳島県	吉野川市	○							○											○							
徳島県	阿波市	○							○											○							
徳島県	美馬市	○							○											○							
徳島県	三好市	○							○										○								
徳島県	勝浦町	○							○											○							
徳島県	上勝町			○																				○		○	中学校入学前に他市町村へ転出する児童が多く、対応が難しい。
徳島県	佐那河内村						○	新入学児童に対して、別途入学祝い金を支給しているため。																			
徳島県	石井町	○							○											○							
徳島県	神山町				○																						

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
24	24	21	0	1	1	0	1	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	16	0	0	0	1	0	1	1
徳島県	那賀町	○							○											○							
徳島県	牟岐町	○							○										○								
徳島県	美波町	○							○											○							
徳島県	海陽町	○							○											○							
徳島県	松茂町	○							○											○							
徳島県	北島町	○							○											○							
徳島県	藍住町	○							○											○							
徳島県	板野町	○							○										○								
徳島県	上板町	○							○											○							
徳島県	つるぎ町	○							○											○							
徳島県	東みよし町	○							○										○								

都道府県		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に保護の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
24	24	12	12	12	11	11	14	6	2	9	10	3	1	7	10	8	4	10	0	4	8	22	0	8	0	24
徳島県	徳島市																○					1				0
徳島県	鳴門市																○					1				0
徳島県	小松島市																	○				1				0
徳島県	阿南市	○					○											○				1				0
徳島県	吉野川市																	○		○		1				0
徳島県	阿波市																				○			準要保護の認定に「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準早見表」を利用		0
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1		その他、教育委員会が特別な事情があると認める世帯		0
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1		ソで、1.3倍以上1.5倍未満の場合2年間に限り認定		0
徳島県	勝浦町	○	○	○	○	○	○							○		○						1				0
徳島県	上勝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						1				0
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○		○					1				0
徳島県	石井町															○						1				0
徳島県	神山町																				○			選択肢（チ）に該当するが、用いた早見表は平成２４年１２月末日現在のもの。倍率は１．３倍。		0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																						倍	倍			
24	24	12	12	12	11	11	14	6	2	9	10	3	1	7	10	8	4	10	0	4	8	22	0	8	0	24
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1		・失業対策事業適格者手帳を持っていること。　・生活が困窮している。（所得額が基準額の1.3未満）		0
徳島県	牟岐町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○		○	○	1		保護者が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認める者。		0
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○			○		○	○	1		教育委員会が援助を必要であると認める者		0
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○		○		1				0
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○				1				0
徳島県	北島町																○					1				0
徳島県	藍住町						○									○						1				0
徳島県	板野町																	○				1				0
徳島県	上板町															○						1				0
徳島県	つるぎ町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1				0
徳島県	東みよし町		○	○			○											○			○	1		住民税非課税世帯を認定基準とするが、生活保護基準を参考にして、児童扶養手当の受給、民生委員の意見書や医師の診断書等、家庭の状況を確認して教育委員会において判断する。		0

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
24	24	0
徳島県	徳島市	
徳島県	鳴門市	
徳島県	小松島市	
徳島県	阿南市	
徳島県	吉野川市	
徳島県	阿波市	
徳島県	美馬市	
徳島県	三好市	
徳島県	勝浦町	
徳島県	上勝町	
徳島県	佐那河内村	
徳島県	石井町	
徳島県	神山町	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
24	24	0
徳島県	那賀町	
徳島県	牟岐町	
徳島県	美波町	
徳島県	海陽町	
徳島県	松茂町	
徳島県	北島町	
徳島県	藍住町	
徳島県	板野町	
徳島県	上板町	
徳島県	つるぎ町	
徳島県	東みよし町	